

令和4年度輸出環境整備推進委託事業

（インドネシアにおける日本産農林水産物・食品の市場参入（拡大）可能性調査）

第2回勉強会資料

NTT Data
Trusted Global Innovator

第2回勉強会

インドネシアへの農産物輸出規制について（加工食品、ハラール認証、GAP分析）

2022年12月5日

株式会社NTTデータ経営研究所

注意事項

本調査事業は、農林水産省からの委託で、株式会社NTTデータ経営研究所が実施したものであり、本報告書の内容は農林水産省の見解を示すものではありません。

免責事項

この報告書に含まれるすべての情報は、調査時点で正確かつ信頼できるとされる情報源から調査・作成されたものですが、農林水産省及び委託事業者である株式会社NTTデータ経営研究所とそのグループ会社・再委託会社は、本報告書のいかなる部分に影響する誤り、不正確さ、脱落から生じるいかなる損失又は損害に対しても、一切の責任を負うものではありません。全ての情報は無保証で提供され、農林水産省及び委託事業者である株式会社NTTデータ経営研究所とそのグループ会社・再委託会社はここに含まれる情報の正確性又は完全性について、いかなる種類の保証も行わないものではありません。

目次

対インドネシア輸出戦略検討等に係る勉強会の開催予定

調査対象に関連するインドネシアの主要法令（再掲）

インドネシア農産物輸入規制の概要（加工食品）

日本からの輸出における必要書類等（原産国ビジネスユニットの観点）
・赤字は原産国ビジネスユニットが提供しなければならない情報

ハラール認証

GAP分析

対インドネシア輸出戦略検討等に係る勉強会の開催予定

対インドネシア輸出戦略検討等に係る勉強会 各回の説明内容予定

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催予定 時期	2022年			2023年
	10月7日	12月5日	12月6日	2月17日
報告予定 内容	輸入法令机上調査 (第1回) ・法規制の概要 ・果物 ・牛肉 ・米	輸入法令机上調査 (第2回) ・加工品(ソース混合調味料等) ・ハラール認証・商標 ・法令と現実のギャップ分析	市場調査 ・調査対象品目・地域の 市場調査結果	市場調査 ・各品目の市場参入(拡大)のあり方の検討 ・対インドネシア輸出戦略 案の策定

開催方法

- ・原則 WEB 形式で行う。
- ・各回 1 時間程度を想定

調査対象に関連するインドネシアの主要法令

オムニバス法（雇用促進創出法）

2020年11月、インドネシア政府は、「オムニバス法」とも呼ばれる雇用創出法(2020年法律第11号)を制定

・投資誘致や新規雇用の創出、経済の活性化を目指す。

－ 許認可手続きの簡素化、各種法令の調和、中央政府が世界的その他の変化や課題に対応するための政策決定の迅速化等

・貿易部門の組織に関する政府規則2021年第29号の制定

・リスクベースの事業ライセンスの実施に関する政府規則2021年第5号の制定

農業大臣令

・農業分野におけるリスクベースの事業ライセンスの実施に関する2021年農業大臣令第15号

－ 園芸作物、牛肉等の輸入に関する申請プロセス等について規定。

・園芸作物の輸入推薦状に関する2019年インドネシア共和国農業大臣細則第39号

・インドネシア共和国領域への枝肉、食肉、内臓、加工食品の持ち込みに関する2019年農業大臣規則第42号

・米の輸入業者は国有企業のみであり、国家商品バランスの規定に従うため、輸入推薦の取得は必要ない。

商業大臣令

・輸入政策と手続きに関する2021年商業大臣令第20号（2021年商業大臣令第25号により一部改正）

国家商品バランス制度 大統領令

2022年2月、インドネシア政府は2022年大統領令第32号（PP 32/2022）を発表し、米、砂糖、牛肉、塩、魚の5品目を対象とした国家商品バランス制度の概要を定めた（第29条第2項）。

・商品バランスは、輸出入分野の許認可の簡素化と透明性を支援すること、また輸出入政策を策定するための基礎として正確で包括的なデータを提供することを目的

・2022年5月下旬、インドネシア財務大臣は、近い将来、商品バランスシートがより多くの商品を含むように拡張される見込みであると述べた。

インドネシア食品法

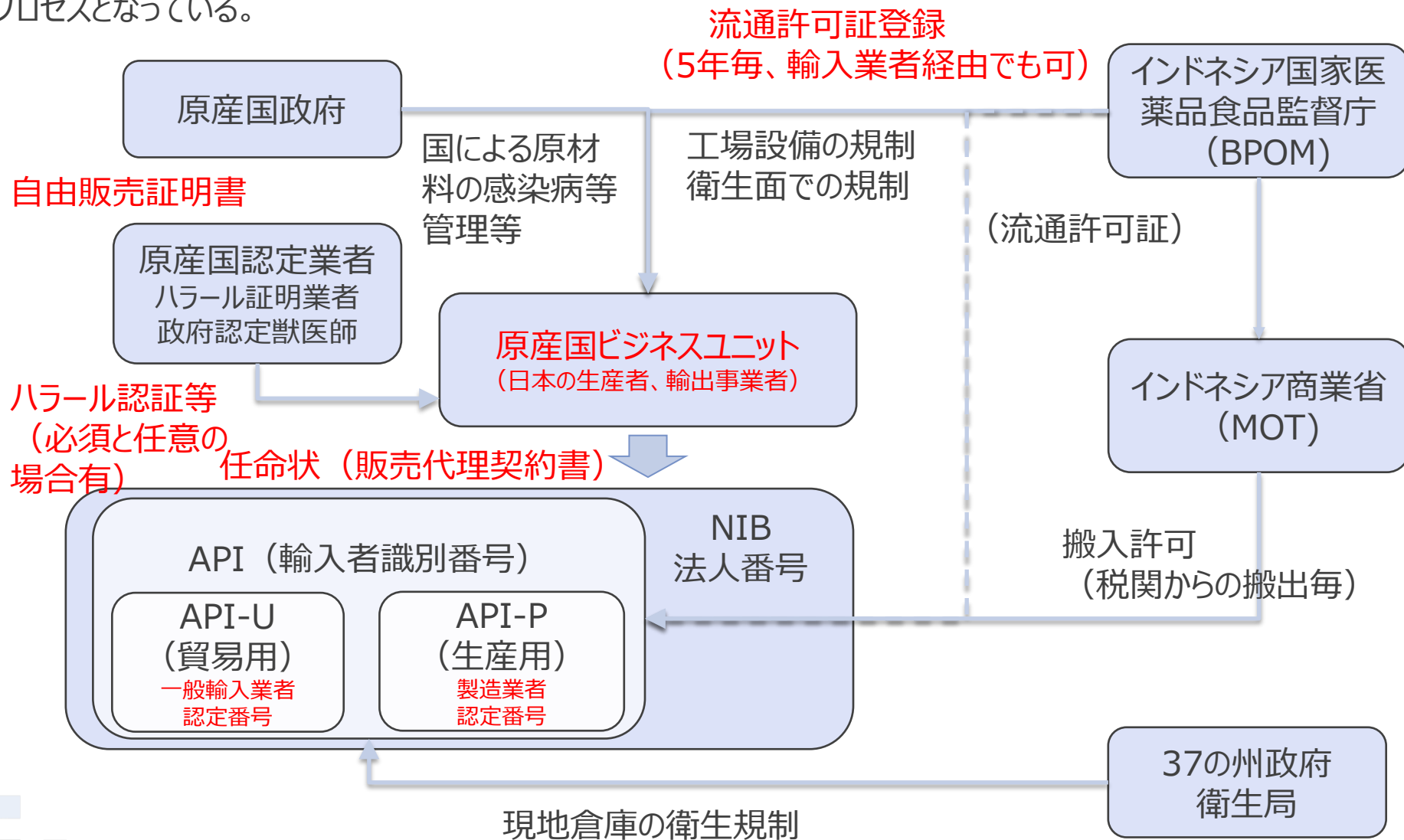
インドネシア食品法第

18/2012は、すべての食品や食料製品を対象とした包括的な法律

（オムニバス法施行前の法令なので、関連性は不明）

インドネシア農産物輸入規制の概要（加工食品）

インドネシア国家医薬品食品監督庁（BPOM）から流通許可を受けた後、インドネシア商業省から搬入許可（SKI）を得るプロセスとなっている。



日本からの加工食品輸出における必要書類等（原産国ビジネスユニットの観点）

流通許可証は以下に関して異なっている場合、別途申請しなければならない。（加工食品登録に関する2017年BPOM細則第27号）

流通許可証の申請単位となる製品毎の要件

- 包装の種類
- 組成
- インドネシア領土内の生産施設の名称と所在地
- 外国の輸出元の生産施設の名称と所在地
- 輸入業者・販売店の名称と所在地
- 表示デザイン

1つの製品バリエーションに複数のサイズがあり、すべての包装が同じ表示デザインと種類である製品については、一度の申請で登録できる。

特に輸入業者・販売店ごとに申請登録が必要になる点は注意が必要である。

日本からの加工食品輸出における必要書類等（原産国ビジネスユニットの観点）

流通許可証の登録は輸入業者に委託することができるが、原産国ビジネスユニットは以下のような書類を輸入業者に渡す必要がある。（[BPOM 26/2018](#) 第15条第3項と、[BPOM規則27/2017](#) の要件付属書）

流通許可証の必要書類等（行政文書）

- a. 物流施設監査の結果*
- b. ISO22000認証、適正製造規範（GMP）認証など、管轄・認定機関が発行する、国際標準品質を持つ製品であることの証明書
- c. 外国企業から輸入業者や販売店への任命書（契約書）
- d. 衛生証明書または自由販売証明書
- e. 会社設立の公証証書（電子的に登録する場合）
- f. 加工食品を登録するための委任状（手作業で登録する場合）

なお、以下の情報も求められる可能性がある（技術文書）

- ・ HSコード（関税分類品目） / 商品の説明 / 商品の写真
- ・ 技術要件によって求められる可能性のある書類（次頁参照）
- ・ 生産工程フロー図（温度や加熱時間を含む）
- ・ 生産コード（バッチ番号形式または生産日）
- ・ 認定試験所による製品試験結果（重金属汚染、添加物、アルコール等）
- ・ 輸出業者と生産業者が異なる場合は、原産国の生産業者からの証明書
- ・ 原材料一覧や正味重量など表示に必要な情報

*ここでいう物流施設監査は、現地の保管倉庫の監査であり、地方政府への対応を現地法人が実施する必要があるため、自ら流通許可証の申請を実施する場合は、輸入業者から情報を入手する必要がある。

日本からの加工食品輸出における加工食品のリスクレベル判定の要因

技術文書の要件は、加工食品のリスクレベル評価によって異なる。リスクレベルは、対象となる消費者、強調表示、食品添加物の使用、特定の生産工程など、さまざまな要因によって判定される。リスク格付けのために考慮される要素には、以下が含まれる。

加工食品のリスク格付けに考慮される要素（BPOM26/2018第5条第3項）

- a. 対象となる消費者
- b. 無菌包装・加工後に殺菌された業務用無菌食品の温度・時間に関する情報
- c. 有機、放射線照射、遺伝子組換えなど、特定の工程に関する情報
- d. イオン化プロセス、低温殺菌や新技術（非従来型）に関する情報
- e. 冷凍・冷蔵保存に関する情報
- f. 表示に含まれる強調表示（健康、機能性栄養素、栄養成分、比較栄養強調表示等）
- g. 平均一日摂取量の規格・最大使用量が設定されている食品添加物の使用
- h. 特定の原材料の使用

なお、以下のデータも追加で求められる可能性がある。（BPOM26/2018第5条第4項）

- 商標登録証（表示にTMや®のロゴがある製品）
- オーガニック認証（表示にオーガニックロゴを表示しているオーガニック製品）
- 原材料明細や認定試験所の試験結果の形での遺伝子組換え食品に関する情報
（または製造・輸入業者から遺伝子組換え食品を使用していない旨の印紙付申告書）
- 食品照射に関する情報（照射済み製品）
- 表示にハラルロゴが表示されている製品のハラル認証

(参考) 日本からの加工食品輸出においてBPOMへの登録が免除されるケース

インドネシアへの加工食品の輸出には、流通許可証と輸入証明書（SKI）が必要となるが、以下の場合は流通許可のためのインドネシア国家医薬品食品監督庁（BPOM）への登録が免除される。（加工食品登録に関する2017年BPOM細則第27号）

加工食品のインドネシア国家医薬品食品監督庁（BPOM）への登録が免除されるケース

- ・ インドネシア国内で生産された食品
- ・ 保存期間が7日以内
- ・ 以下の目的での少量輸入：1.登録用サンプル、2. 研究、3. 自家消費
- ・ 原材料として使用され、最終消費者に直接販売されない加工食品
- ・ 大量で包装され、最終消費者に直接販売されない食品
- ・ 消費者の需要に応じて、少量で購入者の目の前で直接販売/包装放送される食品
- ・ 調理済み食品
- ・ 最小限の加工しか施されていない食品で、かつワックス用の添加物を除く食品添加物が加えられていないもの

（参考）日本からの加工食品輸出における必要書類等（原産国ビジネスユニットの観点）

流通許可番号を取得する製品は以下の要件をインドネシア語で表示しなければならない。BPOM 31/2018（BPOM 20/2021による改正版）第5条

流通許可証の申請単位となる製品毎の表示要件

- a. 製品名
- b. 原材料一覧
- c. 正味重量または正味体積
- d. 製造業者・輸入業者・販売業者の名称・所在地
- e. ハラルロゴ（該当する場合）
- f. 生産日と生産コード
- g. 賞味期限という言葉と、その後に賞味期限日（賞味期限が3ヶ月未満の場合は年月日、賞味期限が3ヶ月以上の場合は、年月または年月日）
- h. BPOM流通許可番号（BPOM RI ML の後に数字が続く形式）
- i. 特定食品成分の由来（動植物を原料とする食品成分、遺伝子組換え食品や放射線照射食品など、特殊な工程で生産された食品）

日本からの加工食品輸出における輸入証明書（SKI）で求められる書類

輸入業者は税関から製品を搬出するために、船積みごとに搬入許可（SKI）を取得することが求められる。加工食品に必要なSKIの種類は、ポストボーダー輸入証明書（ポストボーダーSKI）と呼ばれるものである。

輸入証明書を取得するために輸入業者が登録すべきユーザーアカウント情報（インドネシアへの医薬品および食品材料の輸入の監督に関する2017年BPOM細則第29号）

- 十分な印紙を付した取締役または取締役の代理人が署名した申請書
- 十分な印紙を付した責任者の申告書の原本
- NIB
- 公証人により一般証書の形式で作成された搬入委任状の原本
- **輸入する商品のHSコード一覧**

輸入証明書の申請に必要な書類（インドネシアへの医薬品および食品材料の輸入の監督に関する2017年BPOM細則第30号（BPOM 15/2020で改正）およびインドネシアへの医薬品および食品材料の輸入の監督に関する2017年BPOM細則第29号（BPOM 14/2020で改正））

- **流通許可承認**
- **少なくとも、製品名、規定に従った試験パラメータ、試験結果、分析方法、バッチ番号・ロット番号・生産コード、生産日、有効期限を含む、分析証明書**
- **インボイス**
- **登録時に承認された表示**
- **輸出業者と生産業者が異なる場合は、原産国の生産業者からの証明書**
- **輸入書類に記載されている加工食品の名称と、流通許可に記載されている名称が異なる場合、製造業者からの申告書**

ハラール認証の表示義務について（原産国ビジネスユニットの観点）

インドネシア宗教省（MOR）令748に基づきハラール認証の表示が義務付けられている製品のリストには、「大豆を原料とする調味料」（醤油、味噌等）、「ソースおよび類似製品」（マヨネーズ、ウスターソース、サラダドレッシング等）、「肉製品および肉加工品」（牛肉からの製品を含む）、「穀類、ならびに穀類の種子、根および塊茎、ナッツおよび髄を加工および食品添加物を加えた派生製品である穀物製品が含まれる。

関連機関の認証取得

インドネシアハラール製品保証実施機関（BPJPH）、インドネシア・ウラマー評議会（MUI）に認定された日本の関連機関の認証を取得する必要がある。

- ・日本についての関連機関としては、ムスリム・プロフェッショナル・ジャパン協会（MPJA）、日本ムスリム協会（JMA）、NPO法人日本ハラール協会となる。なお、JMAは（牛の）と畜を、NPOは香料を認可されていない。（牛の）と畜、原料、香料の3つのカテゴリーすべてで認可されているのはMPJAだけである。

輸送・現地販売時の注意点

- ・屠畜のプロセスだけではなく、輸送時に非ハラール製品と同じコンテナに入れない、販売する店舗でも別エリアにするなどの措置が必要なので、ハラール文化について十分に理解している輸送業者等と連携することが重要である。

日本の認証機関でハラール認証を取得する手順（MPJAの場合）

ムスリム・プロフェッショナル・ジャパン協会（MPJA）のホームページより。右記にあるように、現場監査およびハラールの基本や管理システムに関するセミナーも実施される。

申請・契約・第一回目お支払い

お問合せいただいた方へ、申請書、初回お問合せ書類と御見積書を送付いたします。この段階で、具体的な認証の見通しやご懸念点などについてご相談ください。申請書をご記入・ご提出の上、契約の締結を経て、以後のコンサルティングと書類検査にかかる費用を第一回目のお支払いとして請求させていただきます。

書類提出

審査プロセスのうち最初の段階であるテクニカル監査に必要な書類、特に会社概要、原材料の調査書類、工程図、工場図面や製品画像などをご提出いただきます。具体的な書類の形式やコンテンツに関するフォローアップは適宜いたしております。

書類検査

テクニカル監査として、いただいた原材料の調査書類の検査を化学／食品科学の専門家により行います。この段階で、原材料に「ハラム（禁じられたもの）」の成分が存在しないことを確認します。

現場監査・セミナー・第二回目お支払い

審査プロセスの二段階目に当たるイスラム法に基づく監査を、現場監査により行います。現場監査はイスラム法の専門家がを行い、イスラム法に照らし合わせた形で施設の適合性を調査し、コンタミネーションが発生しないことを確認します。更に、現場での立ち会いへはテクニカル監査人も同行し、書類検査の内容との不整合がないかを確認します。更に、現場での立ち会いの際にハラール管理を担う担当者に向けてハラールの基本と管理システムに関するセミナーを実施します。その後、現場監査とセミナー実施費用、加えてそれにかかる交通費について、第二回目のお支払いとして請求させていただきます。

監査会議

現場監査の報告内容を元に、社内のテクニカル監査人、イスラム法監査人、イスラム法学者委員会で適合性について協議を行います。適宜、改善事項の指摘を行い、追加書類の提出、是正処置の実施を要請します。

条件クリア

追加書類がすべて提出され、是正処置が確認されたところで、ハラール認証を行う上での条件をすべてクリアしたと判断されます。

ハラール認証発行・第三回目お支払い

ハラール証書を発行し、専用コードが付与された認証マークを提供いたします。同時に、認証プロセスでの最後のお支払いを請求させていただきます。

（参考）インドネシアでハラル認証を取得する場合の要件

インドネシアでのハラル認証の登録は、インドネシア・ハラル製品保証実施機関（BPJPH）のウェブサイトからオンラインで行うことができる。

ハラル認証の申請書類要件（輸入業者がインドネシアで実施する場合。ハラル製品保証の実施に関する2019年インドネシア共和国宗教大臣細則第26号）

- 申請書
- 登録フォーム
- 事業基本番号(NIB)、輸入業者認定番号(API)などの事業認可書類
- 内部ハラル監督者の身分証明書（KTPの写し、内部ハラル監督者の決定書、履歴書、内部ハラル監督者の研修証明書を含む）
- 製品名リスト（ハラル認証のために提出する製品・メニュー・品目の名称を含む）、商業許可証・衛生基準証明書の写しを添付する。
- 原材料リスト（認証を申請した製品に使用されたすべての原材料名を含む）
- 生産工程（製品の流れ・加工の説明や、使用する原材料の調達、受領・受理、保管や加工、包装、完成品の保管、流通に関する情報を含む）
- ハラル製品保証システムとは、ハラル生産工程の継続性を維持するために、事業者が作成、実施、維持する管理制度書類
- と畜場について、敷地図
- 申請者ID（企業管理職の委任状、または登録者IDカード（KTP）の写し）
- 企業責任者・管理者が申請を提出しない場合は委任状
- ハラル認証を取得している製品については、MUIが発行するハラル認証の写し

1. 国家バランス制度（2022年大統領令第32号）

対象品目：米、牛肉（将来的には他の品目も）

牛肉については2022年11月時点で既に2023年度（マレーシアでは1月から12月）の輸入割り当てが承認されたという情報が確認されている。ただし、需給量の調整による推定余剰生産量に基づいて決定されているかどうかはわからず、従来の輸入割当制度からの移行状況（輸入推薦を申請する段階をなくすことができているか等）について、引き続き状況を確認していくことが必要である。

2. 適正農業規範の証明書に関する要求事項（園芸作物の輸入推薦状に関する2019年インドネシア共和国農業大臣細則第39号）

対象品目：果物

現在、日本の輸出者は、りんごを除くすべての園芸作物で適正農業規範（GLOBALG.A.P.）認証を取得することが義務づけられている。このGGAP取得には40万円＋実費（検査機関の出張費）だが、この費用以上に、プラクティスの順守のためにも様々なコストがかかるため、輸出拡大の障壁となっている。

3. 各船舶の出荷前検査の要求事項（輸入政策と手続きに関する2021年商業大臣令第20号）

対象品目：果物

輸入検証及び技術的追跡（VPTI）として、りんごを除くすべての果物について、出荷前の検査・試験が義務づけられているため、製品出荷のたびに検査費用が発生する。特に航空貨物で輸出しているシャインマスカットではこの費用が出荷毎に30万円かかり、参入障壁となっている。

4. 輸入推薦状と輸入許可証の取得にかかる時間（園芸作物の輸入推薦状に関する2019年インドネシア共和国農業大臣細則第39号、輸入政策と手続きに関する2021年商業大臣令第25号）

対象品目：果物

園芸作物をインドネシアに輸入するためには、農業省（MOA）から輸入推薦状を、次いで商業省（MOT）から輸入許可証を取得することが必要である。いずれも有効期限は1暦年（1月から12月）である。1年分の輸入推薦状の申請は、前年の11月から可能である。

しかし、この2段階の手続きには数ヶ月を要するため、日本の輸出業者がインドネシアに果物を輸出する際に支障をきたす可能性がある。例えば、リンゴの輸出シーズンは10月から3月だが、4月に商業省（MOT）の輸入許可を取得すると、そのシーズンには使えなくなる（暦年の次のシーズンには使える）。しかも、割り当てられた輸入枠を使い切らなかった場合、翌年にペナルティーが課される可能性がある。

インドネシアのある果物輸入業者によると、国家商品バランスシステムの実施を控えているため、輸入推薦状の交付プロセスが最近遅くなっているとのことである。園芸作物は現在国家商品バランスシステム（インドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウのサブシステム）の適用範囲外だが、来年にはより多くの品目に拡大される予定である。MOT25/2022では、商品輸入承認において、商品バランスが決定されている場合は商品バランス、商品バランスが決定されていない場合は入手可能なデータ（需給関係）を考慮するとしている。

5. 輸入割当（輸入枠、輸入量）の決定（園芸作物の輸入推薦状に関する2019年インドネシア共和国農業大臣細則第39号、輸入政策と手続きに関する2021年商業大臣令第25号）

対象品目：果物

日本の輸出業者、インドネシアの輸入業者ともに、インドネシア政府は園芸作物の輸入業者に輸入枠を与えていると述べているが、これは国内の供給（生産、輸入、入手・在庫）および特定の種類の果物の消費によって決定されると思われる。インドネシアの輸入業者によれば、商業省からの輸入許可証には、特定の海外輸入業者からの輸入枠または輸入量が明記されている。

しかし、これらの割当がどのような根拠に基づいて行われるかは明らかではない。園芸品輸入関連規則のどれもが、そのプロセスを説明せず、考慮される要素も特定していない。

ただし、現状ではほぼ申告したとおりの数量が認められているようであり、これ自体は大きな障壁ではない。今後は国家商品バランス制度の対象品目を増やしていくという当局の見解があるので、今後の動向には注視していく必要がある。

6. 港湾（法令上の規定はない）

対象品目：果物

2012 年インドネシア農業大臣令 42 号第 14 条には、果物は4つの港湾（Tanjung Perak Seaport、Surabaya、Belawan Seaport、Medan、Soekarno Hatta Airport、Jakarta、Soekarno Hatta Seaport、Makassar）のいずれかで荷揚げしなければならないと規定しているが、果物の種類ごとに港が決まっているわけではない。

インドネシア農業検疫庁によると、日本の園芸作物の輸入には港の制限はなく、農業省（MOA）への輸入推薦状申請時に指定された通関地まで出荷することが可能とのことであったが、実際には、例えば、日本の輸出業者は、りんごはジャカルタのタンジュンプリオク港から持ち込めるが、梨は同港から持ち込むことはできず、スラバヤから持ち込むことを余儀なくされている。

船荷証券を利用して輸入データを集計している定額制貿易取引データベース（Commodity Intelligence Centre）からインドネシアへの果物の輸入仕向港を見ると、例えばスラバヤのタンジュンベラク港でリンゴの 75 % が荷揚げされており、日本だけが不利益を受けているわけではなく、各港の倉庫や検疫の体制の運用上の制限もあると思われる。

ジャカルタ以外の港を指定された場合は、内陸部の輸送コストが高いという課題がある。また、コールドチェーンもあまり発達していないため、果物の鮮度維持に難がある。

7. 地元産の保護（法令上の規定はない）

対象品目：果物

日本の果物輸出業者が、インドネシアのスーパーマーケットから聞いたとして、国産品の保護・普及のため、国産品を売り場の前面に、輸入品を後方に陳列するよう指導を受けているとの話があった。また、インドネシア地方政府が定期的に立入検査を行い、国産品を優先的に陳列しない場合はペナルティを課すと聞いている。この件に関する現地の規制、命令、指令、ガイドラインは現在までに見つかっていない。

8. 原産国ビジネスユニット登録（農業分野におけるリスクベースの事業ライセンスの実施に関する2021年農業大臣令第15号）

対象品目：牛肉

原産国ビジネスユニット（この場合は日本の牛肉生産者等）の登録プロセスでは、書類審査と現地検証が行われる。この書類審査に6ヶ月、現地検証のスケジュールに6ヶ月かかったという情報もあり、全体の審査結果を得るまでに1年以上かかることが想定される。

9. ハラル認証（ハラル製品保証の組織に関する2021年インドネシア共和国政府規則第39号、ハラル製品保証の実施に関する2019年インドネシア共和国宗教大臣細則第26号）

対象品目：牛肉

インドネシアへ牛肉を輸出する際には、と畜場・食肉処理施設のハラル認証が必須条件となる。ハラル製品とノンハラル製品の両方を取り扱うと畜場では、インドネシアのハラル認証要件に基づき、と畜場・食肉処理施設において、生産、加工、保管、包装、流通、販売、プレゼンテーションの全ての工程においてハラルとノンハラルが分離されている必要があるとされている。このような厳しい要求事項は、豚のと殺施設も持つような日本の大規模と畜場・食肉処理施設では、満たすことが困難だと思われる。

10. 国有企業に限定された貿易用米の輸入について（ハラール製品保証の組織に関する2021年インドネシア共和国政府規則第39号、ハラール製品保証の実施に関する2019年インドネシア共和国宗教大臣細則第26号）

対象品目：米

現在、インドネシアの規制では、貿易目的（API-U）の米の輸入は国営企業に限定されている。私企業は加工目的の米しか輸入できない。

さらに、国有企業によるいわゆる「汎用」輸入は、経済調整省の承認を必要とし、国家商品バランス、または商品バランスが確立されていない場合は利用可能なデータに基づいて行われることになっている。つまり、このような輸入は、国内の供給が需要を満たすのに十分でない場合にのみ行われることになる。国営企業であるAPI-Uによる「その他の目的」の米の輸入承認は、輸入米が伝統的な市場や卸売市場に流通せず、近代的な店舗、ホテル、レストラン、ケータリング、病院、ドラッグストアのニーズと指定にのみ使用されるという声明書の提出を要求している。

このような規制により、日本産米のインドネシア市場への輸出経路と可能性は制限されている。

1 1. 複雑で時間のかかる製品登録工程（加工食品登録に関する2017年BPOM細則第27号、電子統合事業許認可サービスに関する2018年BPOM細則第26号）

対象品目：加工食品

加工食品のインドネシア国家医薬品食品監督庁（BPOM）への登録から流通許可番号の取得までは、公式には30営業日とされているが、実際にはもっと長く、3～6ヶ月かかることもある。ある日本のメーカーは、この手続きに9ヶ月かかると述べている。製品登録の経験が豊富で、生産工程に精通したインドネシア現地の販売店を見つけることが、登録をスムーズに行い、短期間で完了させるために非常に重要である。

1 2. 登録要件の免除に関する明確性の欠如（加工食品登録に関する2017年BPOM細則第27号）

対象品目：加工食品

インドネシア国家医薬品食品監督庁（BPOM）のウェブサイトの「よくある質問」によると、ホテル、レストラン、ケータリングに直接販売され、他の加工食品の製造に使用される加工食品は、その加工食品が小売包装の形態で、完全なラベル付けがされていなければ登録する必要はないとのことである。

BPOM 27/2017の第3条によると、「原材料としてさらに使用され、最終消費者に直接販売されない加工食品」と「大量に包装され、最終消費者に直接販売されない食品」は、登録が免除される。しかし、この規制では、さらなる詳細や「大量」の定義が示されていない。

ある日本のソース・調味料輸出業者によると、20リットル以上の製品であれば登録は必要ないと言われたそうである。しかし、同社の製品は業務用でも2kgと比較的小さいものが多いので、すべての製品が登録工程を経なければならない。

13. 製品分類（加工食品登録に関する2017年BPOM細則第27号、電子統合事業許認可サービスに関する2018年BPOM細則第26号）

対象品目：加工食品

今回対象とした製品のひとつである緑茶は、園芸作物と加工食品のどちらかに分類される。

インドネシア国家医薬品食品監督庁（BPOM）の担当者によれば、緑茶は茶葉の状態であれば園芸作物に分類される。たとえ乾燥（加熱処理）されていても園芸作物として扱われる。しかし、香料などの添加物が加えられている場合は、加工食品とみなされる。粉末緑茶は加工食品とみなされる。

園芸作物とみなされた場合は農業省（MOA）の管轄となり、加工食品はBPOMの管轄となるため、製品が正しく分類されていることを確認することが重要である。園芸作物は、加工食品に比べ、重金属汚染の制限など、より厳しい要求事項が課される。例えば、園芸作物として扱われる緑茶のカドミウム濃度は最大 0.03mg/kg だが、加工食品に分類される緑茶のカドミウム濃度は最大 0.2mg/kg になる。

